

定 款

株式会社カワチ薬品

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社カワチ薬品と称し、英文では、CAWACHI LIMITED と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品の製造、処方調剤並びに販売
2. 医薬部外品、医療器具、化粧品及び雑貨の販売
3. 毒物劇物の販売
4. 計量器の販売
5. 生鮮食品及び加工食品、菓子の販売
6. 衣料品の販売
7. 酒、たばこ、塩、米穀類、新聞、書籍類の販売
8. 生花、種子、球根及び草花の販売
9. 収入印紙、郵便切手、葉書の販売
10. 前記 1 乃至 9 の物品及び附帯関連する物品の卸売業
11. 郵便・インターネット及びその他の通信、カタログ等を利用した通信販売業
12. 宅配便の取次
13. 各種企業に対する経営の診断及び総合指導並びに経営指導するための企業管理
14. 一般企業の財務に関する調査及び立案並びに会計事務の代行業務
15. 損害保険代理業に関する業務
16. 生命保険の募集に関する業務
17. 不動産の賃貸及び管理
18. 特定健康診査並びに特定保健指導に関する業務
19. 健康増進啓発、相談助言に対し薬剤師、管理栄養士の派遣並びに人材の育成
20. 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
21. 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業又は第 1 号事業
22. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
23. エステティック用化粧品、関連機器の販売及び施術
24. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を栃木県小山市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、52,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月15日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、複数の株主を代理人とする場合には、当社の承認を受けなければならない。

- ② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、当社を代表する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長を各1名、専務取締役及び常務取締役を各若干名、選定することができる。

(顧問及び相談役)

第23条 取締役会の決議によって、当社に顧問及び相談役を置くことができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が業務を執行する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第33条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第34条 当会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議により定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会で別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 3 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 6 日から翌年 3 月 1 5 日までとする。

(期末配当金)

第 4 4 条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 1 5 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 4 5 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 1 5 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 4 6 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(取締役の任期に関する経過措置)

第 1 条 定款第 2 1 条の規定にかかわらず、2 0 2 5 年 6 月 1 1 日開催の第 5 8 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2 0 2 7 年 6 月開催の第 6 0 回定時株主総会終結の時までとする。

② 本条は、前項の期日の経過後これを削除する。